

# 国際仲裁の活性化に向けた 基盤整備に関する調査等業務

～日本企業における仲裁手続の活用の実態・令和4年度調査研究～

一般社団法人 日本国際紛争解決センター

2023年3月7日

## 本報告書の概要

平成 30 年度において、「日本企業における仲裁手続の活用の実態・平成 30 年度調査」の一環として、同業務を受託した一般社団法人日本国際紛争解決センターにより、日本企業（海外現地法人を含む。）における仲裁手続の活用の実態、特に、契約書における仲裁条項の有無や仲裁条項がある場合の仲裁地・仲裁機関の選定状況を中心とした実態の調査研究が行われている。

本調査研究は、上記調査研究とほぼ同じ質問項目を用いるとともに、わが国の仲裁機関である一般社団法人日本商事仲裁協会に関する質問項目等、一定の新たな質問項目を追加した上で、日本国際紛争解決センターと日本商事仲裁協会が合同で行った調査結果につき、日本国際紛争解決センターが分析を行った結果を纏めたものである。なお、かかる調査研究は、令和元年度から 5 か年の予定で日本国際紛争解決センターが受託している「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務」の一環をなしている。

## 1 目的・構成

本報告書は、日本企業（海外現地法人を含む。）における仲裁手続の活用の実態、特に、契約書における仲裁条項の有無や仲裁条項がある場合の仲裁地・仲裁機関の選定状況を中心に、その実態を調査・研究することを目的とする。

以下では、中小企業（資本金額3億円以下又は従業員数300人以下）を含む1000社以上の企業に対して行ったアンケート調査の結果（そのうち回答数は約130社）につき、平成30年度の調査結果との比較も行いながら質問項目ごとにコメントを付しつつ示した上で（2）、最後に分析結果を総括的に示すこととする（3）。

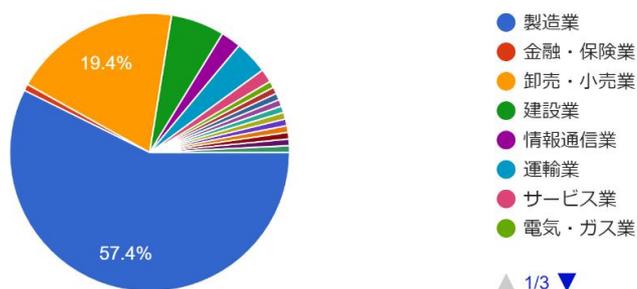
## 2 アンケート調査の結果

### （1）企業概要

#### <業 種>

##### 1-1 貴社の業種につき教えて下さい

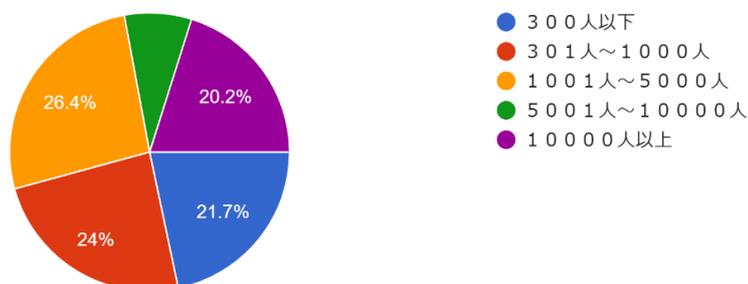
129件の回答



#### <事業規模>

##### 1-2 貴社の事業規模（従業員数）につき教えてください

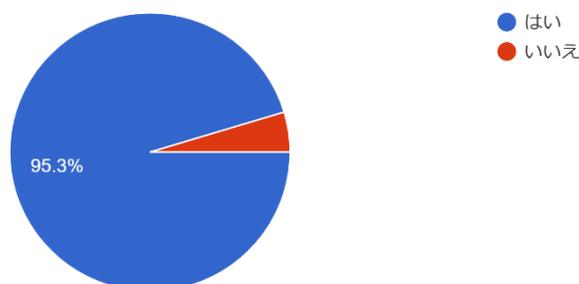
129件の回答



#### <海外進出・国際取引への関与>

### 1-3 貴社は海外進出・国際取引に何らかの形で関与していますか

129 件の回答



アンケート回答企業の業種は、6割弱が製造業、2割弱が卸売・小売業、1割以下の業種として順に、建設業、運輸業、情報通信業、サービス業といった分類になっている。また、従業員規模からみた事業規模については、従業員数10000人超・5001人～10000人の企業、1001人～5000人の企業、301人～1000人の企業、300人以下の企業が、それぞれ約3割、約2割5分、約2割5分、約2割といった分類になっている。また、ほとんどが海外進出・国際取引に何らかの形で関与しており、関与していない企業は全体の5%弱にすぎない。

なお、これを平成30年度の調査と比較すると、当時の調査にけるアンケート回答企業については、4割強が製造業、2割弱が卸売・小売業、1割以下の業種として順に、情報通信業、金融・保険業、建設業、運輸業、サービス業、商社といった分類になっていた。また、従業員規模からみた事業規模については、従業員数10000人超・5001人～10000人の企業、1001人～5000人の企業、301人～1000人の企業、300人以下の企業が、それぞれ約4分の1ずつといった分類になっていた。また、ほとんどが海外進出・国際取引に何らかの形で関与しており、関与していない企業は全体の9%ほどにすぎなかった。

このようにみても、従業員数10000人超が若干増加し、300人以下の企業が若干減少しており、また、アンケート回答企業の業種において製造業の割合が今年度の調査において少しだけ高くなってはなっているものの、それ以外の点では大きな差はない。すなわち、令和元（2019）年度から開始された「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務」の開始を挟んで、平成30（2018）年度と令和4（2022）年度という4年の間においていかなる変化を見出すことができるかを分析するにあたり、分析の対象とすることには大きな問題はないといえる。

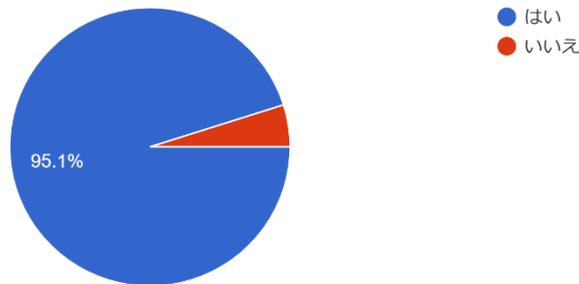
なお、平成30年度の調査においては、海外進出・国際取引に関与している企業と関与していない企業に分けて以下の項目の調査を進めたが、後者については国際仲裁の必要性がそもそも乏しい企業であるため（しかも回答数が極めて少ない）、今回は前者のみに絞って、もっぱら平成30年度と令和4年度の差異に着目しながら、以下、示していきたい。

#### （2）国際仲裁の認知・理解度

## <国際仲裁の認知度>

### 2-1 「国際仲裁」という紛争解決手段があることを知っていますか

123 件の回答



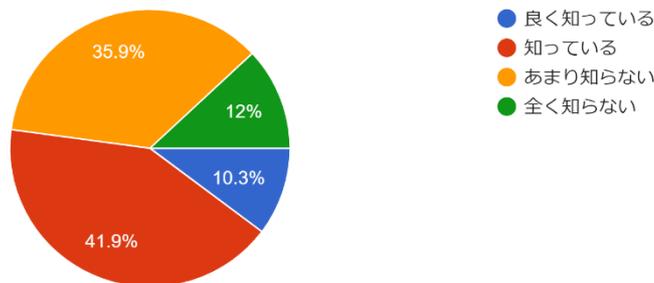
ここで、「国際仲裁」という紛争解決手段の存在についての認知度につき調査してみると、9割5分が認知していた。

平成30年度の調査においては8割5分しか認知していなかったことに比較すると、この4年間の取り組みによって、国際仲裁に関する認知は増加したといえるであろう。

## <日本政府の取組みの認知度>

### 2-2 日本政府が「国際仲裁の活性化に向けた取組」を推進していることを知っていますか

117 件の回答

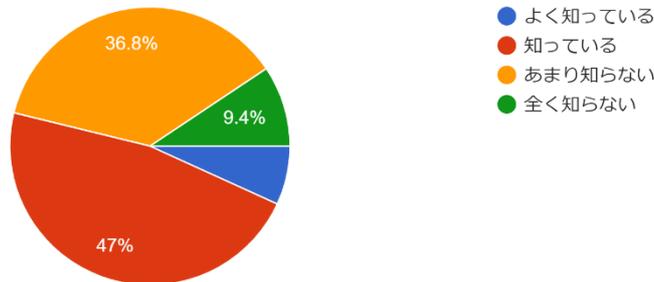


他方、日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」の推進についての認知度につき調査してみると、その認知度は5割強である。

平成30年度の調査においても同様の数値であり、日本政府による国際仲裁の活性化に向けた取り組みを更に推し進めると共に、その周知広報活動が重要と考えられる。

## 2-3

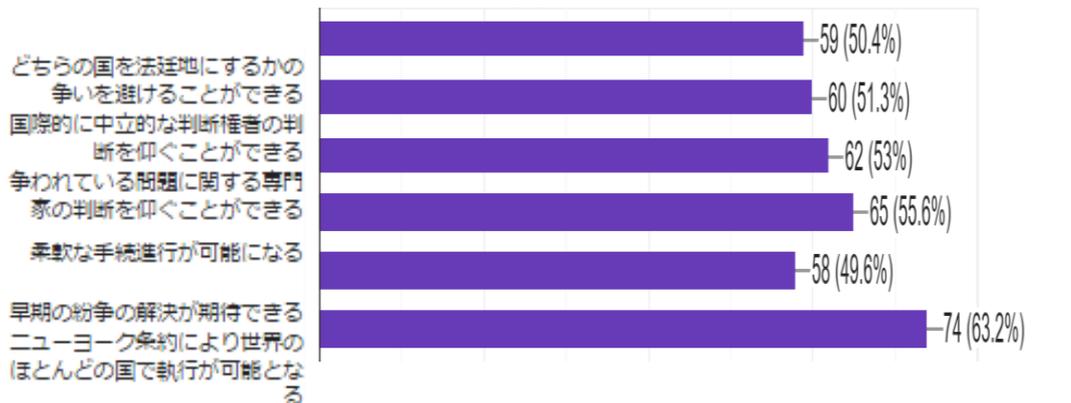
日本国際紛争解決センターが「国際仲裁の活性化に...けた取組」を推進していることを知っていますか  
117件の回答



なお、今回は「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務」の日本国際紛争解決センターの受託という事実を受けて、日本国際紛争解決センターの「国際仲裁の活性化に向けた取組」の推進についての認知度調査も新たに行った。その結果は、上記の日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」の数値とほぼ同じものであった。すなわち、「国際仲裁の活性化に向けた取組」については、認知している企業の間からは、日本国際紛争解決センターの活動も日本政府のそれと同様の認知度であった。

### <国際仲裁のメリットの認識>

#### 2-4 国際仲裁には裁判など他の紛争解決手段と比較してどのようなメリットがあると思いますか（複数回答可能）

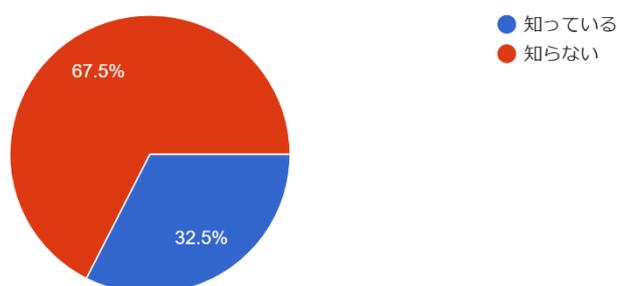


次に、国際仲裁のメリットについての理解につき調査してみると、ニューヨーク条約により世界的に執行が可能であることへの期待が最も大きいことがわかる（7割5分）。もっとも、それ以外の要素、柔軟な手続進行が可能になる、専門家の判断を仰ぐことができる、中立的な判断権者の判断を仰ぐことができる、管轄を巡る争いを避けることができる、早期の解決が期待できるといったその他の要素も、5割～6割5分の企業からメリットとして指摘がなされている。

平成 30 年度の調査では、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができるという点が最も大きく（6 割強）、ニューヨーク条約の指摘は相対的には小さい（5 割弱）。また、その他の要素の指摘も、4 割～5 割弱の企業からしか指摘されていない。このような回答に鑑みれば、国際仲裁に関する知識の浸透を見出すことができる結果といえる。

#### <外弁法の改正>

2-5 2020年に日本の外弁法（外国弁護士によ...人となることができます。このことを知っていますか  
117 件の回答

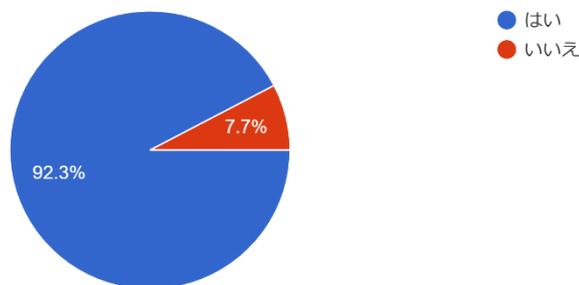


なお、今回の調査では、2020 年の外弁法の改正により国際仲裁事件において外国弁護士が企業の代理人となることができるようになった点も、新たに質問項目に加えた。結果、7 割弱が認知していないことが判明したが、この点については、問題が高度に専門的であること、今回の調査の対象が日本企業である一方でわが国での国際仲裁事件において外国弁護士に代理人を任せることの利益は外国企業の方にあることも一因と考えられるが、外弁法の改正により国際仲裁を日本で行う際の利便性は高まっており、その旨交渉で打ち出せる材料になりえるものであるため、内外の企業や契約の交渉にあたって企業にアドバイスする弁護士等に対して一層の周知が必要である。

#### (3) 仲裁条項の活用

##### <仲裁条項の規定>

3-1 貴社が海外進出・国際取引に際して締結する約書において仲裁条項を規定することはありますか  
117件の回答

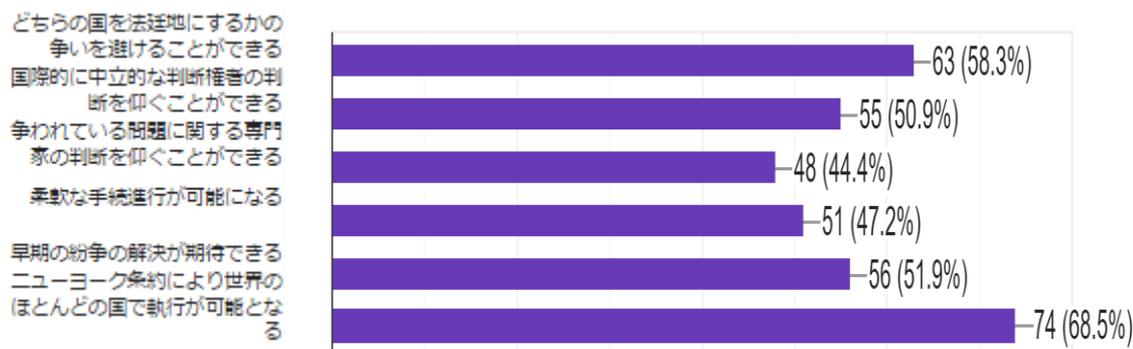


以上を前提に、今度は、海外進出・国際取引に関与している企業に対して、契約における仲裁条項の状況につき調査を行った。

まず、契約書中の仲裁条項であるが、海外進出・国際取引に関与している企業についてはその9割強が仲裁条項を規定していた。平成30年度の調査の8割5分未満と比較すると、アンケート対象の相違からの差異の可能性には留保は要するが、仲裁条項を規定すべきという意識はわが国企業においてさらなる定着をみたといえるのではなかろうか。

<仲裁条項の規定の理由>

3-2 貴社の契約書において仲裁条項を規定する理由は何ですか（複数回答可能）



それでは、契約書に仲裁条項を規定する理由はどこにあると考えているのか。この点、ニュージャージー条約により世界のほとんどの国で執行が可能という理由を挙げる企業が最も多かった（7割弱）。その他としては、順に、どちらの国を法廷地にするかの争いを避けることができる（6割強）、早期の紛争の解決が期待できる（5割5分）、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができる（5割5分）、柔軟な手続が可能になる（5割強）、専門家に判断を仰ぐことができるといった点（5割弱）が指摘されている。

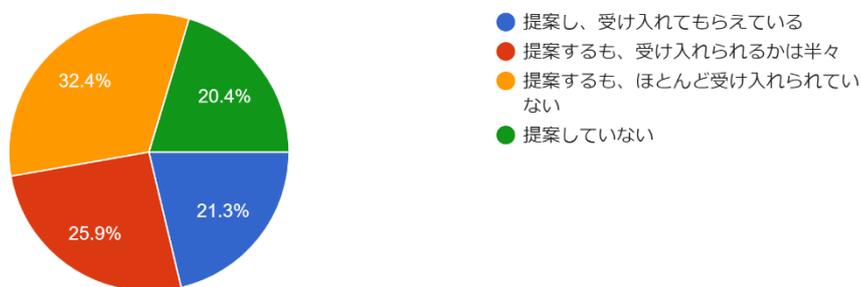
平成30年度の調査では、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができるという点の指摘はあまり変わらないが（5割5分）、ニュージャージー条約により世界のほとんどの国

で執行が可能という理由（5割強）、早期の紛争の解決が期待できるという理由（4割強）、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができるという理由（5割5分）、柔軟な手続が可能になるという理由（3割強）、専門家に判断を仰ぐことができるという理由（3割5分）という分布になっている。

すなわち、両者を比較すると、国際仲裁に関する更なる知識の浸透を見出すことができる結果といえる。

### <日本を仲裁地とする仲裁条項の提案>

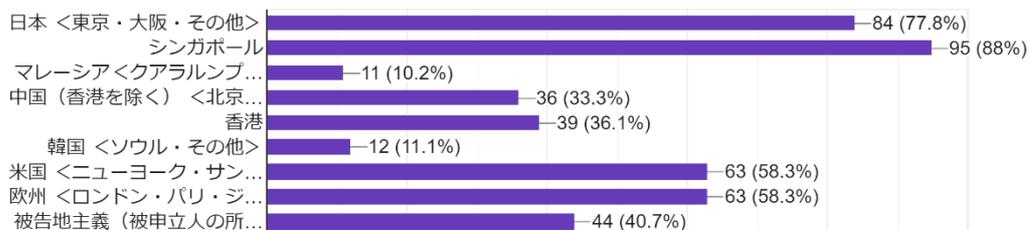
3-3 最近3年で、外国企業との国際取引契約において、日本を仲裁地として提案をしましたか  
108件の回答



次に、今回新たに加わった質問項目として、最近3年で外国企業との国際取引契約において日本を仲裁地として提案をしたか否かというものがある。結果としては、提案が受け入れられたか否かは別にして、そのような提案を試みた日本企業が8割という事実は注目に値する。すなわち、これまでは国際仲裁条項の活用につき日本企業が意識的ではないと考えられていたが、少なくとも「国際仲裁の活性化に向けた取組」が具体的に進められる現在において、かなりの日本企業が日本を仲裁地とする国際仲裁を紛争解決手段とすることに意識的になっているといえよう。もちろん、残る2割の日本企業の意識改革も今後の重要な課題である。

### <仲裁地の指定>

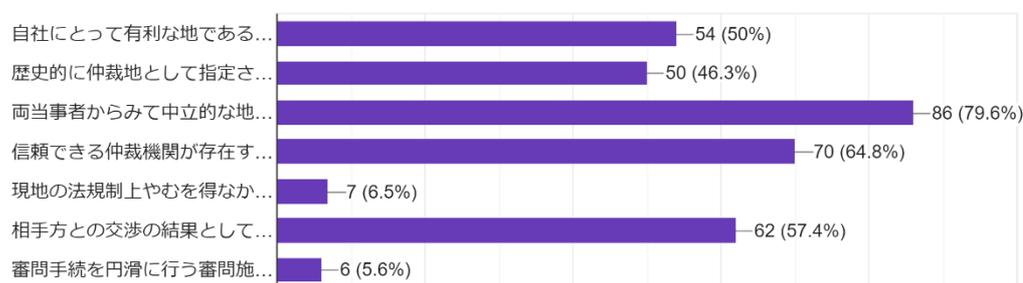
3-4 以下の中に貴社の契約書において指定される範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）  
108件の回答



### <仲裁地の指定の理由>

### 3-5 その仲裁地を指定した理由は何であると思いますか（複数回答可能）

108件の回答



次に、提案の有無・内容は別にして、最終的に指定された仲裁地についてはどうか。

この点まずは、わが国企業の調査であるにもかかわらず、日本よりもシンガポールの方が仲裁地として指定されることが多いという事実が注目される。仲裁地をそのように指定した理由とあわせて考えてみると、交渉の結果やむを得ないといった場合に、両当事者から中立的な地とみられることが多く、信頼できる仲裁機関が存在する地であるといった点から、指定されることが多いのであろうと推察される。

なお、香港も単独の都市としてはかなりの数を集めているが、これについても上記の理由が当てはまるものと推察される。これに対し、マレーシアは、わが国企業からは、まだまだ著名な仲裁地となっていない。

他方、米国、欧州の都市が指定されることも多い。これについても、交渉の結果やむを得ないといった場合に、仲裁地としての歴史と伝統、信頼できる仲裁機関が存在する地として、指定されることが多いのであろうと推察される。

また、わが国の企業が採用することが多いと喧伝されていた「被告地主義」仲裁条項については、その採用は4割に留まった。その背景には、特に新興国企業を相手にする契約については、新興国企業側が契約不履行をすることが少なくはなく、わが国企業側が申立人にならざるを得ないことが多くなるが、その際に相手方の所在地が仲裁地となってしまうという同仲裁条項の問題があるのではなかろうか。

日本を仲裁地とする仲裁条項を提案する企業が多くなってきている中で、提案を受けた相手方外国企業が日本を仲裁地として合意する割合は2割1分、提案するも受け入れられるかは半々との回答が2割6分弱であり、それらを踏まえるとまずは提案してみることが重要といえるのではないか。引き続き、日本を仲裁地とした仲裁条項の提案を行うことについて企業の意識を高めると共に、仲裁地としての日本の内外からの認知、信頼の獲得に努めるべきといえよう。

<日本の仲裁機関の利用の提案>

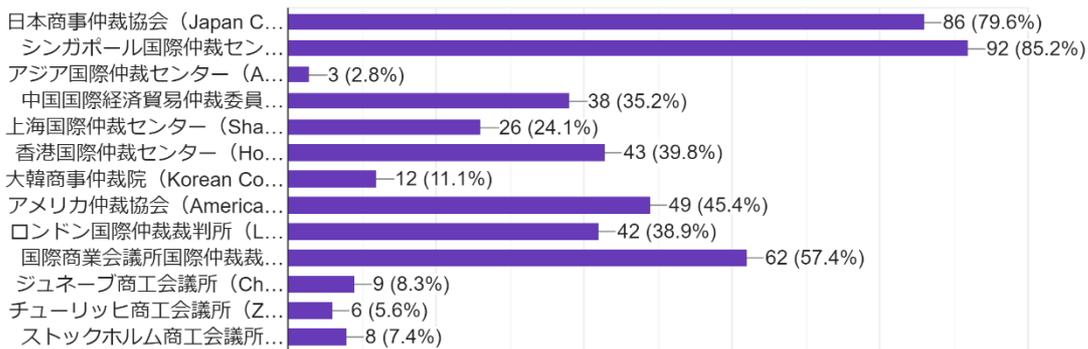
3-6 最近3年で、外国企業との国際取引契約にお...協会（JCAA）を仲裁機関として提案をしましたか  
108件の回答



次に、これも今回新たに加わった質問項目として、最近3年で外国企業との国際取引契約において、わが国の国際仲裁機関である日本商事仲裁協会を仲裁機関として提案をしたか否かというものがある。結果としては、そのような提案を試みた日本企業は7割5分であり、提案が受け入れられている割合は約1割5分、受け入れられるかは半々との回答が約2割7分と、仲裁地に関する提案と軌を一にしている。この点についても、このような仲裁条項を提案・交渉することの意味が見出せる一方で、残る2割5分の日本企業の意識改革も今後の重要な課題といえよう。

<指定した仲裁機関>

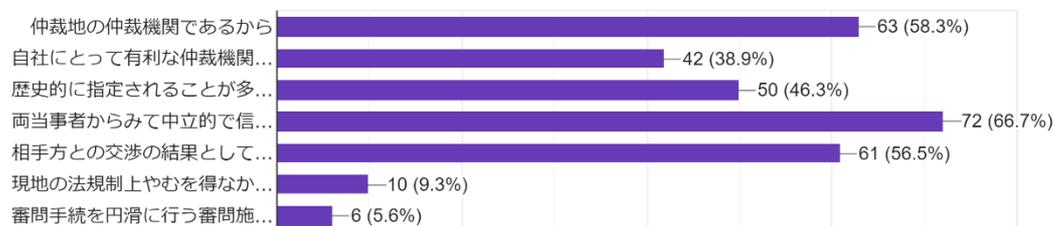
3-7 以下の中に貴社の契約書において指定され...かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）  
108件の回答



## < 仲裁機関の指定の理由 >

### 3-8 その仲裁機関を指定した理由は何であると思いますか（複数回答可能）

108 件の回答



次に、提案の有無・内容は別にして、最終的に指定された仲裁機関についてはどうか。

この点、仲裁地に関する考察は、指定されることの多い仲裁機関と指定の理由についての調査結果にも同様に当てはまるようである。すなわち、シンガポール国際仲裁センターがわが国の仲裁機関以上の数を集めており、香港国際仲裁センターも健闘している。

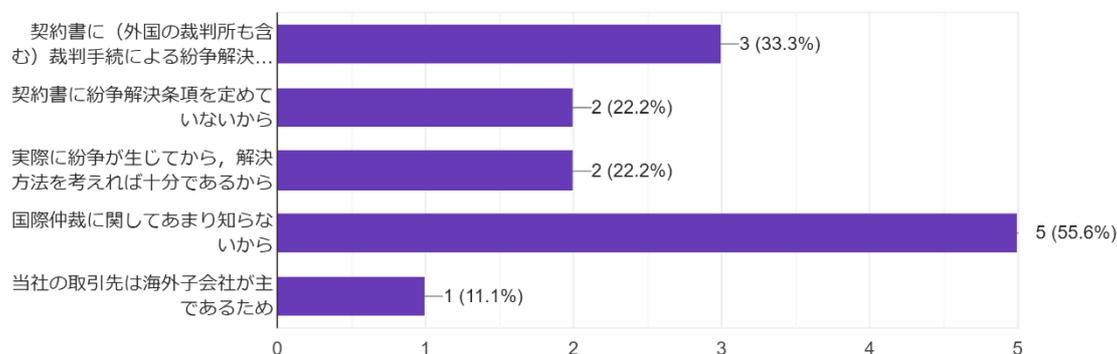
また、欧米では、歴史と伝統ある国際仲裁機関が多くの数を集めていることもわかる。他方で、スイスの諸都市、ストックホルムについては、仲裁機関という点では、わが国企業はそれほど利用していないようである。

以上は、平成 30 年度の調査においても同様であり、日本の仲裁機関の内外からの認知、信頼の獲得と、日本の仲裁機関を指定する仲裁条項の日本企業による積極的な提案・交渉を導くための方策が、わが国の仲裁機関をより活用いただくための今後の課題といえよう。

## < 仲裁条項を規定しない理由 >

### 3-9 貴社の契約書において仲裁条項を規定しない理由は何ですか（複数回答可能）

9 件の回答



ところで、仲裁条項を規定していない 5 分ほどの企業は、なぜこれを規定しないのだろうか。

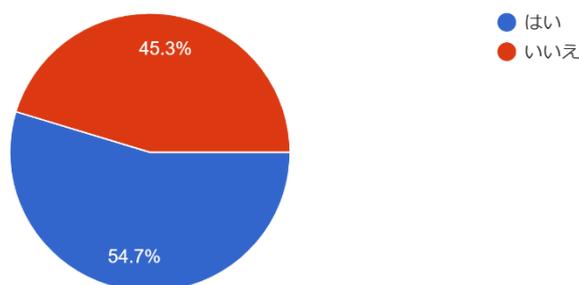
その理由につき調査してみると、国際仲裁に関する知識がない、裁判管轄条項のみしか選択肢にしていない、そもそも何ら紛争解決条項を定めていないといった点を見出すことができる。

この点は平成30年の調査と同様であり、海外進出・国際取引に関与しているにもかかわらず仲裁条項を規定していない企業の割合は1割5分から5分に減っている、すなわち、国際仲裁に関する周知啓発活動は一定の実を結んでいるといえるが、いまだ国際仲裁に関する知識が不足しているが故に仲裁条項を利用できていない企業が存在することは否定できないといえる。今後も継続的に周知啓発活動を続けるとともに、ほとんどの企業が基本的な知識は有しているという点を前提に周知啓発活動の内容をより高度なものに変えていくことも必要といえよう。

#### (4) 国際取引での紛争解決の経験

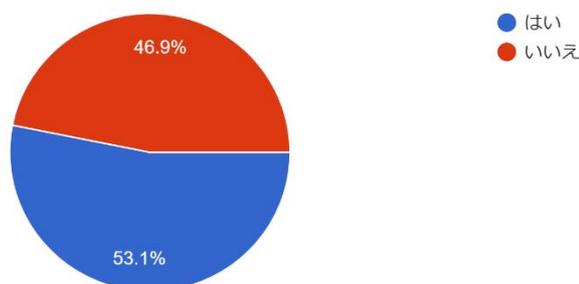
##### <国際紛争の経験>

4-1 貴社の海外進出・国際取引に際して紛争を経験したことはありますか  
117件の回答



##### <国際仲裁の利用の有無>

4-2 その紛争の解決に国際仲裁を利用しましたか  
64件の回答



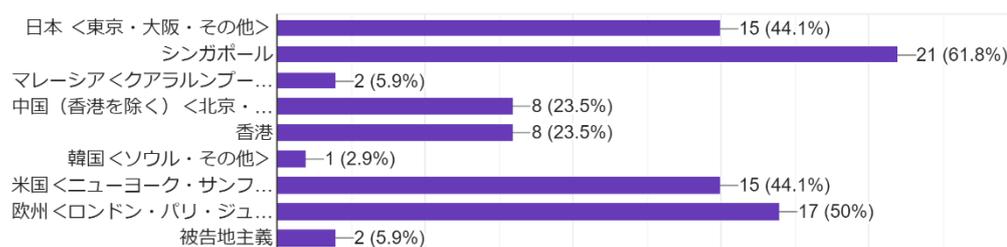
以上は契約書における仲裁条項の状況であったが、それでは、かかる仲裁条項が実際に発動する場合、すなわち、わが国企業の仲裁の実際の利用状況はどうであろうか。

まず、海外進出・国際取引に関与している企業のうち、実際に国際紛争に巻き込まれた経験を有しているのは5割5分である。その上で、実際に仲裁手続に進んだのは、やはり5割5分ほどである。

#### <経験した仲裁地>

##### 4-3-1 実際に経験した国際仲裁において利用し...かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）

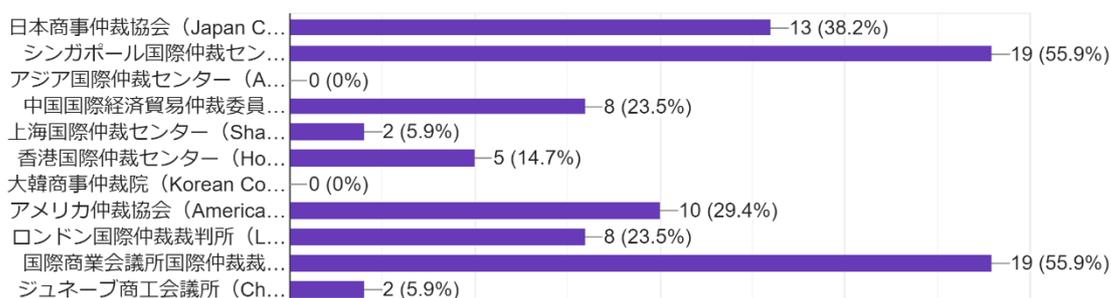
34件の回答



#### <経験した仲裁機関>

##### 4-3-2 実際に経験した国際仲裁において利用し...かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）

34件の回答



それでは、国際仲裁を経験したわが国企業は、いかなる地を仲裁地とするいかなる仲裁機関の仲裁手続を実際には遂行しているのだろうか。

この点、経験した仲裁地・仲裁機関の分布は、上述した仲裁条項で指定された仲裁地・仲裁機関の分布と大きくは変わっていない。

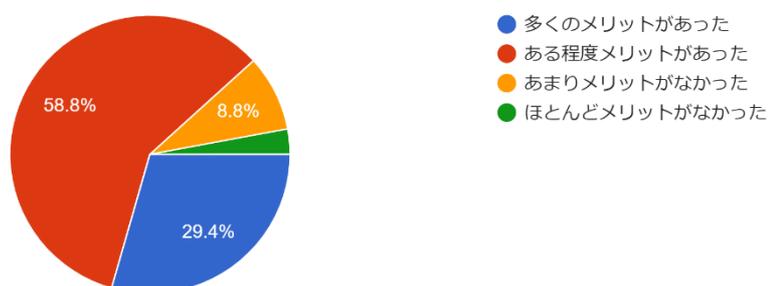
ただ、平成30年度の調査と比較すると、当時は、仲裁条項で指定される仲裁地・仲裁機関では日本よりもシンガポールが多かったのに対し、実際に経験した仲裁手続については逆転していたが、今回の調査ではかかる逆転がないという点が興味深い。かかる変化の一つの説明として、かつては現実に紛争が発生した場合に、外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明した結果、仲裁を利用せずに紛争解決を試みる、例えば、和解での解決を目指すといった動きがあったが、今回の調査の時点においては、外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明したとしても、外国での当該仲裁手続に肅々と対応しようとするようになったと考

えることもできるのではないだろうか。アンケート対象の相違からの差異の可能性には留保は要するが、もし、正しいとすれば、この点も、「国際仲裁の活性化に向けた取組」が具体的に始まって以降の4年間で日本企業の紛争解決への対応の変化といえないだろうか。

### <国際仲裁手続の評価>

#### 4-4 実際に利用した国際仲裁手続をどのように評価していますか

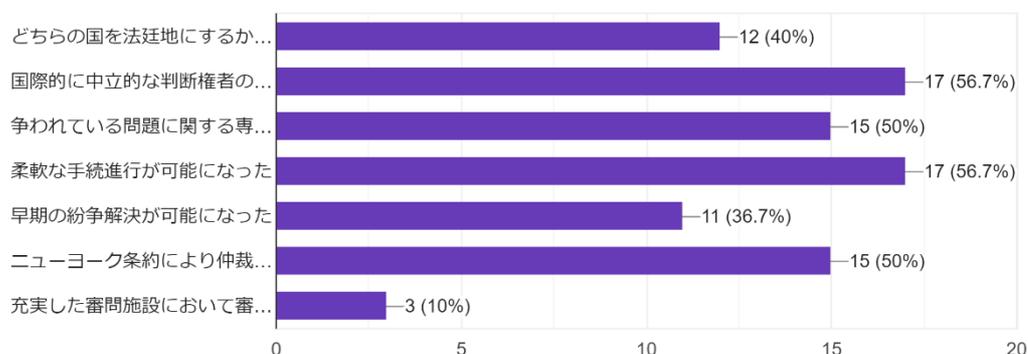
34件の回答



### <メリットの感じ方の理由>

#### 4-5 (問4-4で「1 多くのメリットがあった」又は「2 ある程度メリットがあった」と回答した方) そのように回答した理由は何ですか (複数回答可能)

30件の回答

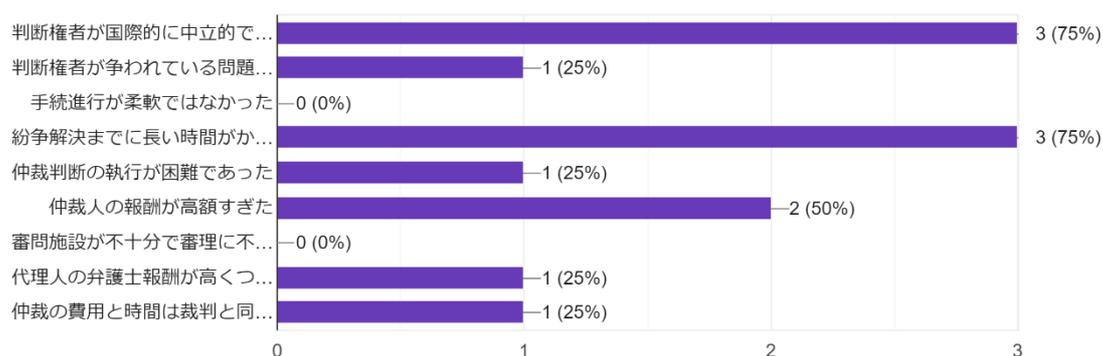


それでは、実際に利用した企業は、国際仲裁手続をどのように評価しているのでしょうか。この点、9割ほどの企業が何らかのメリットを感じていると回答しており、多くのメリットがあったと回答している企業も3割ほどとなっている。

その理由としては、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができるという点、柔軟な手続が可能になるという点の指摘が最も多いが、専門家に判断を仰ぐことができるという点、ニューヨーク条約により世界のほとんどの国で執行が可能という点もそれに匹敵するだけの数を集めている。

平成 30 年度の調査では、何らかのメリットを感じた企業は 8 割 5 分ほどであったが、多くのメリットを感じたと回答している企業は 1 割に満たず、この点に大きな違いが生じているといえる。また、当時の調査ではニューヨーク条約のメリットの指摘は少なかったが、今回はこの点が上位に来ている。

4-6 (問4-4で「3 あまりメリットがなかった」または「4 ほとんどメリットがなかった」と回答した方) そのように回答した理由は何ですか (複数回答可能)  
4 件の回答



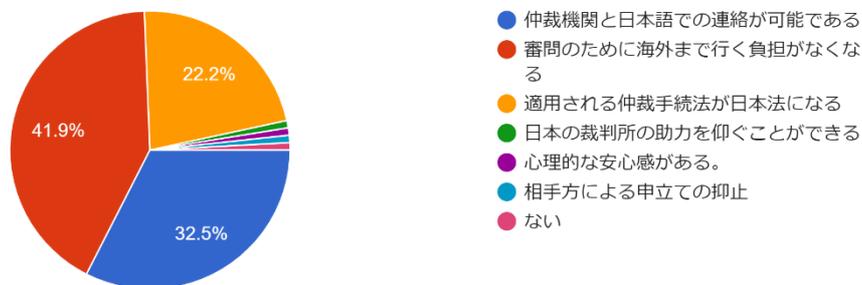
これに対し、メリットを感じなかった 1 割ほどの企業から提示された理由については、紛争解決までに長い時間を要したことへの不満が最も多い。この点は平成 30 年の調査と同様であり、事案の性質や複雑性により仕方がない場合はあるものの、document production の手続があまりに広範囲・長期に亘る仲裁手続が多くなってきていることが仲裁手続の長期化の要因の一つとして、現代の仲裁実務においても問題視されている。また、特定の仲裁人に案件が集中しすぎる結果、仲裁手続が長期化することが少なからずあることも、やはり問題視されている。

他方、平成 30 年の調査では指摘されなかった、仲裁廷の国際的中立性についての不満が寄せられている点も注目される。この点、新興国での仲裁手続については、現地仲裁機関に登録された現地の仲裁人しか選べないなど、現在においても仲裁廷の中立性が問題視されることがあるが、そうした仲裁機関での経験を基にした反応の可能性が考えられる。

#### (5) 日本での仲裁の利用

<日本における国際仲裁のメリット>

5-1 日本で国際仲裁手続を行うことには貴社にとってどのようなメリットがあると思いますか  
117件の回答

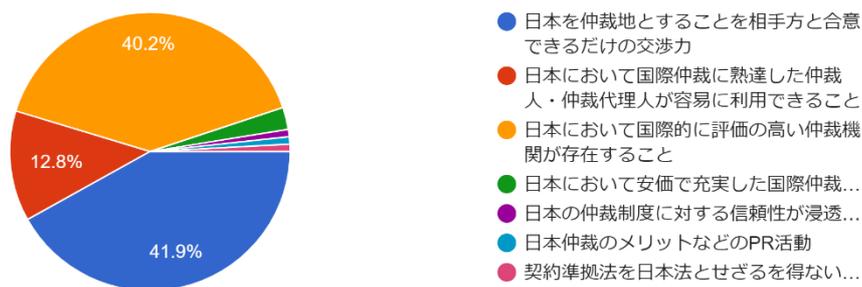


日本で国際仲裁手続を行うメリットについては、(仲裁地で審問を行うことが多いことを前提に) 審問のため海外まで行く負担がなくなる点につき4割強の企業が指摘している。また、仲裁機関の事務局と日本語での連絡が可能であることについても3割以上の企業が指摘しており、その背景には、わが国企業については、英語によるコミュニケーションに熟達したスタッフを抱える企業ばかりではないという現実があるように思われる。さらに、仲裁地が日本であれば仲裁手続法が日本法になることも2割以上の企業が指摘しており、日本の法制度への信頼を感じることができる。

以上については、平成30年度の調査結果とほとんど差異がない。

<日本を仲裁地として選定するための必要な要素>

5-2 契約において日本を仲裁地として選定するためには何が必要と考えますか  
117件の回答



<日本における国際仲裁の利用促進のために必要な要素>

### 5-3 日本において国際仲裁の利用が進むためには何が必要と考えますか

117件の回答



それでは、日本が仲裁地としてより選定されるために必要なものは何か、そして、日本において国際仲裁の利用が進むために必要なものは何であろうか。

この点については、前者の観点からは4割ほどが、そして、後者の観点からは6割5分が、日本の仲裁機関の国際的な評価の向上を指摘している。もっとも、この点につき平成30年度の調査をみても、前者については5割、後者については7割であり、アンケート対象の相違からの差異の可能性には留保は要するが、この3年間で、少なくとも日本企業の視点からは、日本の仲裁機関の評価については向上しているといえるのではなかろうか。ただ、外国企業からみたときに、日本の仲裁機関の評価が向上しているか否かは、この調査結果からは明らかではない。仮に日本の仲裁機関が国際的には必ずしも評価されていないとすると、そのために日本企業は仲裁地・仲裁機関の交渉の場面でもわが国企業は苦勞せざるを得ないし、また、結局のところ、より国際的評価の高い海外の仲裁機関に頼らざるを得なくなる。すなわち、わが国の仲裁機関の国際的な評価の拡大は、依然としてわが国における一つの重要な課題ということになる。

他方、日本を仲裁地にするためには交渉力の向上が必要という指摘も、4割以上が指摘しており、平成30年度の調査よりもむしろ増加している。このことは、この3年間で国際仲裁の活用の重要性について認識が拡大したものの、そのことを前提に現実に日本の仲裁地・仲裁機関を利用しようとしても、実際には相手方外国企業との交渉がままならないことがより意識されるようになったことを意味するといえる。今後の周知啓発活動のあり方との関係で、交渉のテクニックといったより高度な知見の提供の重要性が示唆される。

またさらに、わが国において国際仲裁人・国際仲裁代理人がより充実した形で存在することも、どちらの観点からも、1割前後の企業が指摘している。この点は、平成30年度の調査においても同様であり、国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を養成すべく、わが国においても人材養成のための活動が依然として必要であるといえよう。

#### (5) 日本の仲裁機関の活動

今年度の調査においては、日本商事仲裁協会の協力も得たが、その際、同協会の活動に対する日本企業の意識調査についても新たに質問項目を設けた。

## 2-6

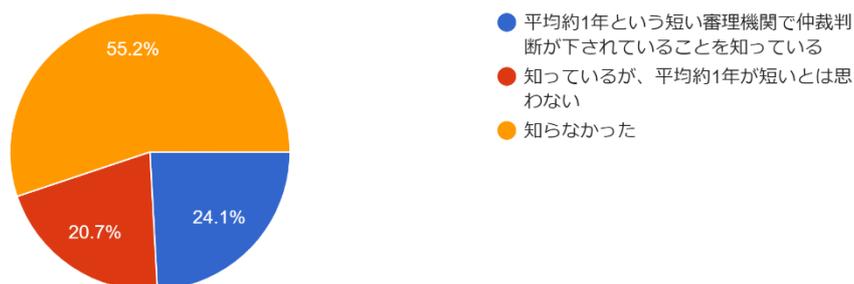
仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）は仲...多様性を有しています。このことを知っていますか  
117 件の回答



まず、仲裁人候補者リストをウェブサイトで公開し、その候補者のうち 2/3 以上は外国籍の方であるなど多様性を有していることへの認知度であるが、4 割強がリストの公開につき知らず、8 割 5 分は外国籍候補者が多いことを知らないという結果となっている。諸外国の著名仲裁人や外国語・外国法に堪能な仲裁人を指名できることは内外の企業にとってメリットとなり得るため、この点の周知広報活動が、今後重要であるといえよう。

## 2-7

日本商事仲裁協会（JCAA）は年平均15件の新規...判断が下されています。このことを知っていますか  
116 件の回答



次に、年平均 15 件の新規仲裁事件を取り扱っており、仲裁人の選任から平均約 1 年という短い審理期間で仲裁判断が下されている点についての認知度であるが、5 割 5 分がこの点につき知らず、また、2 割が平均約 1 年が短いと感じていないという結果となっている。仲裁は全般に短い審理期間で終了するという点と、金額によっては迅速仲裁手続きを利用することにより更に短縮できることを周知・広報することが重要であろう。

2-8

日本商事仲裁協会（JCAA）では仲裁手続を全面...やかなサポートを行っていることを知っていますか  
117 件の回答



2021 年は、JCAA 仲裁の 9 割近くの審問・会合がオンライン技術を利用して開催され、事務局がオンライン審問・会合のホストを務めていることに代表されるように、JCAA は利用者にきめ細やかなサポートを行っていることを知っているかという質問に対しては、4 割 5 分がそのようなサポートにつき知らず、また、7 割 5 分がオンライン開催について知らないという結果となった。この点の周知広報活動も、さらに重要であろう。

2-9 近年、JCAAは国際仲裁や英文契約に関する...ウェビナーを開催しておりますが、ご存知ですか。  
117 件の回答



最後に、JCAA は国際仲裁や英文契約に関するウェビナーを毎月無料で開催し、また海外の個別の国（例えばシンガポール、中国、タイなど）との取引に関して共催でウェビナーを開催していることについて知っているかとの質問に対し、3 割以上が開催につき知らず、また、6 割 5 分が視聴したことがないと回答している。これを知らなかった企業の 2 割 5 分以上が今後情報をもらいたいと回答していることも勘案すると、この点の周知広報活動も JCAA のプロモーションに留まらず仲裁全般の周知広報といった観点からも重要であると同時に、知っているものの視聴経験のない 3 分の 1 を占める企業にとって興味関心のあるテーマを模索するための努力も重要であろう。

### 3 総括

以上の調査結果により、わが国企業における仲裁手続の活用の実態については、以下のように纏めることができるように思われる。

すなわち、グローバル化の進展の下、海外進出・国際取引にいかなる形でも関与していないという企業はこの4年間でさらに少なくなっている。逆に言えば、ほとんどの企業が海外進出・国際取引に何らかの形で関与するようになってきているといえる。

そうした企業においては、平成30年度の調査時に比較し、「国際仲裁の活性化に向けた取組」が具体的に始まって以降の4年間で、仲裁のメリットがより具体的に正しく理解されるようになってきたといえよう。

また、少なくとも「国際仲裁の活性化に向けた取組」が具体的に始まって以降の4年間で、日本を仲裁地とすることや日本の仲裁機関を利用することのメリットの理解が浸透し、日本を仲裁地とすることや日本の仲裁機関を活用するための提案が相手方に受け入れられているケースも決して少なくはない。

とはいえ、相手方外国企業との実際の交渉の結果、かかる働きかけが現時点において実際に実を結んでいないケースの方がより多いこともまた真実であり、その背景には、交渉力の弱さ、わが国の仲裁機関の内外への認知度の低さ、わが国における国際的な評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人の量的不足があると言わざるを得ない。とすれば、今後の「国際仲裁の活性化に向けた取組」は、かかる点の改善に重点を置く形で進められるべきであろう。

他方、実際に国際紛争に巻き込まれた経験のある企業は、海外進出・国際取引に関与する企業の中でもその半数強であり、その数は平成30年度の調査と現在の調査においてもそれほど変わっていない。しかし、「国際仲裁の活性化に向けた取組」が具体的に始まって以降の4年間で、その中で国際仲裁手続に進んだ割合が増加していることは注目に値する。平成30年度においては、実際に仲裁手続が遂行されるのは（仲裁条項の傾向とは異なり）日本を仲裁地とした日本の仲裁機関とする手続が多いことを勘案すると、現実に紛争が発生した場合に外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明した結果、仲裁を利用せずに紛争解決を試みる、例えば、（不利な内容であっても）和解での解決を目指すといった動きをしていることがうかがわれた。しかし、現在においては、仲裁地・仲裁機関が海外であっても、日本企業が粛々と仲裁手続を進める傾向が強まっており、これもある意味「国際仲裁の活性化に向けた取組」の一つの成果であろう。

なお、国際仲裁手続を経験した企業の多くが満足を感じているが、手続が長期化したようなケースについては不満を持つ企業が多くなる傾向がある。手続長期化の防止は現代の国際仲裁における重要な課題であるが、その一つの処方箋としての手際よく迅速に手続を進めることができる仲裁人の存在が、満足度をさらに高める課題といえよう。この点は、平成30年度の調査においても、現在においても同様である。

また、日本の仲裁機関である日本商事仲裁協会の活動について、日本企業の認知度という点においてさらに改善すべき点がある。その中立性、紛争当事者にとっての利便性の高さ、オンライン化が進展した中での利用しやすさ、それらを伝えるセミナー活動等の情報がさらに認識されることが、日本における国際仲裁の活用の向上につながるはずである。政府・法曹界・仲裁機関等が一体となり、周知のための努力をすべきであろう。

以上のようにみても、国際仲裁に関するわが国の課題としては、日本の仲裁機関の国際的な認知度の拡大、日本企業向けの国際仲裁に関するより高度な内容での啓発・教育活動、国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を務めることができるだけのわが国の人材を量的に増やすための活動、さらには、仲裁地・審問場所として海外企業が魅力を感じるように日本の国際仲裁に関連する制度等のさらなる整備が必要であるといえよう。

以 上